

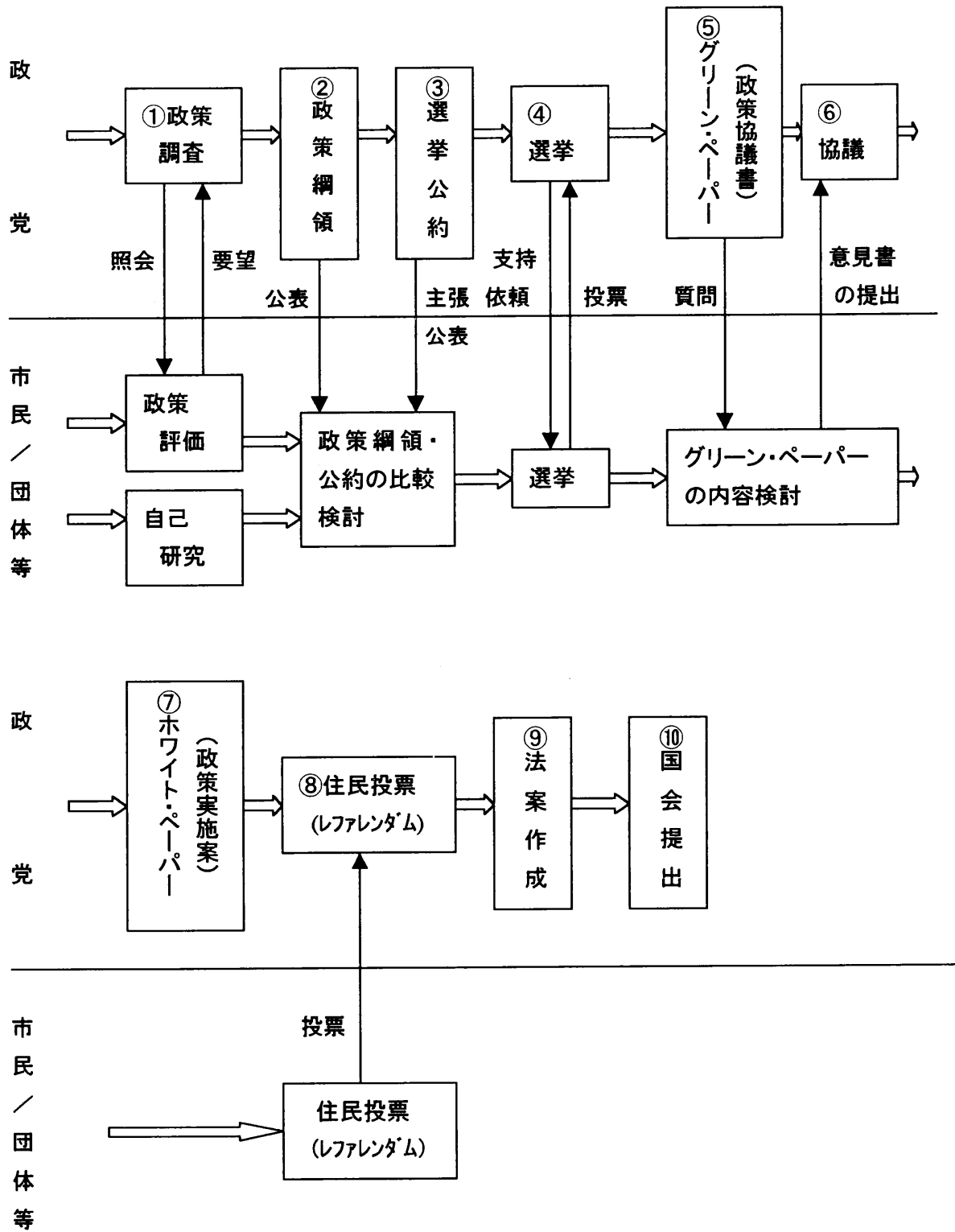
第3章 グレーター・ロンドン・オーソリティーの創設

第1節 労働党の政策形成過程

本節では、GLAの組織、権限、財政構造及び選挙方法などの具体的な内容がどのように定立されたか、また、1998年5月に実施された住民投票は一連の過程の中でどのように位置づけられるかを明確にするため、現労働党政権の政策形成の流れを概括する(図3-1)。政府が実施しようとする政策に市民を関与させ、より市民の意向を反映したものとするために、二大政党にあっては保守、労働党共に政策形成過程の中に協議(consultation)の場を設けているが、現政権はこの協議の後に住民投票という、市民に対して直接的に賛否を問う手段を行使し、その政策の正当性を担保していることが特徴である。

英国の政党は、政権を担当しているか否かに拘わらず、政党内で常に主要な政策の調査・研究を行っており(図3-1①、以下同様)、政策綱領としてとりまとめ、マスコミ等を利用し対外的に公表し、市民の反応を確かめている(②)。特に総選挙の際にはこれが公約となり(③)、市民に支持を訴える(④)。総選挙後、政権を獲得した場合には、その政策を実施するため、「グリーン・ペーパー」(Green paper)と呼ばれる政策協議書に、その政策を実施する際の具体的な論点を掲げて発行し(⑤)、広く一般市民や関係諸機関等から意見・提案を求める協議を行う(⑥)。グリーン・ペーパーに対する市民の見解を集約しこれを勘案した後、政府は「ホワイト・ペーパー」(White paper)と呼ばれる政策実施案で具体的な施策内容を発表する(⑦)。これをもとに住民投票(referendum)が実施され(⑧)、政府の施策に対する市民の賛否が最終的に問われる。この投票の結果、市民の支持が得られれば、政府は実施のための法案を作成し(⑨)、国会へ提出する(⑩)。国会での審議の後法律が制定されれば、政策の実施過程に移行する。

(図 3-1 英国政府(特に労働党政権)の政策形成過程)



(出典:筆者作成)

第2節 グリーン・ペーパーからホワイト・ペーパーへ

1 グリーン・ペーパーの概要

(1) 概論 上述のように、グリーン・ペーパーは政府の政策案を広く公表し、その政策に内在する論点について質問形式で各方面からの意見を求める体裁をとっている。全体は6章で構成され、第1章は総論で主としてロンドンにおける戦略的な自治体組織であるGLAの必要性、この組織の特質、グリーン・ペーパーの構成、協議の方法等が記載されている。第2章から第5章にかけては、市長と議員の権限、選挙方法、機能、財政構造等、GLAの主要な論点に関する政府の提案が詳述されている。第6章では、ロンドンの問題はロンドン市民が主体的に行動し解決することが望ましいと結論づけている。

グリーン・ペーパーの提唱するロンドンの新しい統治形式は、GLAを中心に据えたシステムがGLCという過去の仕組みに戻るのではないことはもちろん、現在の地方自治制度を取り繕うだけのものでもないと主張し、時代の要請に呼応し新しい世紀を迎えるに最もふさわしい形式を創設するとの趣旨が注目される。このため、近年、様々な公共・民間セクターが地域の政策形成や行政サービスの供給に大きな役割を果たしていることを積極的に評価し、こういった組織とのパートナーシップを築き、行政施策を執行することを明らかにしている。このうち、特にボランティアセクターの役割を重視し、行政サービスの執行主体としてはもちろん、GLAの政策に関する主要な協議機関と位置づけている。

これに加えて、これまでのロンドン統治体制に不在であった、行政の説明責任を十全なものとするため、その政策に市民を関与させ、市民との協議を義務づけている。

以下、グリーン・ペーパーに記述されたGLAに関する論点のいくつかを略述するが、GLAの組織構造、市長及び議会の権限と役割分担、GLAの主要な権限等、ホワイト・ペーパーと重複する内容については第3節で後述する。

(2) GLA創設の目的

ロンドン（GLAが管轄することになるグレーター・ロンドン）は、1,610平方キロメートルの地域の中に707万人(1996年)¹の人口を抱える巨大都市であり、様々な人種が居住し多様な地域社会を形成しているが、その一方でロンドン全体がひとつの都市としての特質(identity)を有している。ところがGLCの廃止後、確固としたリーダーシップを発揮しつつ、市民の繁栄を増進しロンドンが抱える課題に取り組む、民主的に選出されたロンドン全域を管轄する組織が存在しない。現在、ロンドンに関する重要な施策は中央政府の、それもドアの内側にある影のように曖昧模糊とした委員会で決定されており、誰もロンドンの代弁者の存在が分からないし、また、誰もロンドンの代弁者になろうとしない、という事態がしばしば起こりうるとグリーン・ペーパーは主張している。

他方、ロンドンには英国の最も重要なゲートウェイ都市としての地位を有し、この経済的競争力の消長は英国全体の経済に大きな影響を与えている。そればかりか、ロンドンの経済は英国の他の都市やヨーロッパ、世界の都市とも相互に強力に結びついており、また、その経済規模は多くの国家やニューヨーク、パリ、東京とも比肩する。さらに、ロンドンは国際ビジネス、観光及び芸術・文化の一大拠点でもある。

しかし、ロンドンの解決すべき社会問題は多い。シティから歩いてわずかなところに経済的発展の遅れた地区が多数存在すること、あるいは30万人にも及ぶ失業者、交通混雑、大気汚染や騒音といった生活環境の悪化等の行政課題が山積している。これらの問題に対処し、ロンドンが世界有数の都市としてさらに成長、発展するためには、強力なリーダーシップを有し、問題を戦略的・総合的に解決する組織が必要不可欠であると、グリーン・ペーパーは訴えている。

(3) 組織の基本的特質

グリーン・ペーパーではGLAの特質として、以下の基本的な基準(Key Criteria)を提唱している。

- ① GLAは、経済開発、公共交通、環境保護等のロンドンの広域的・戦略的(Strategic)な行政課題を担当する。その役割は明確で(Clear about its role)、重複行政を回避し、その構造と権限を簡素化する。また、職員や議会議員の人数、費用を小さなもの(Small)とする。
- ② GLAは、ロンドン市民から直接選出される民主的な(Democratic)組織であり、政策形成や計画策定の際には、実業界やロンドン・バラ、各種ボランティア団体、少数民族などの公共・民間セクターの意向を吸収し(Influential)、これら関係団体と一体になって事務を執行する、包括的な(Inclusive)組織である。また、地域住民との合意を築き、実践的な手段を用いて地域の行政責任を果たす、住民との合意に基づく(Consensual)組織である。
- ③ 特に国際的な観点からロンドンを発展させるために、市長が明確な政策を有し、明白にロンドンを語ることで、市民はGLAが何を行っているのかが認識できる(Audible)。
- ④ GLAは、実践的な行動と資源の有効活用によって最適な価値を達成する、効果的(Effective)で効率的(Efficient)な組織である。

(4) その他の主要な提案

- ① シティ(Corporation of London)を廃止せず、現在進行中のシティ自体の改革を見守る考えであること。
- ② 市長はGLAが管理・監督を行う執行組織の代表者の任命権を有し、主要な組織に関してはGLA議会議員の中から任命すること、また議会がその承認を行うことで、ロンドン統治に関与する組織の民主化を図る(政府任命→市長任命)こと。
- ③ さらに、この任命についてはノーラン委員会²(Nolan Committee)の指針に従うこと。

- ④GLAの市長及び議会議員の選挙制度、選挙区及び任期(terms of office)は、GLAの機関としての性格を大きく左右する要素だけに、グリーン・ペーパーでは協議過程における市民の選択に委ねる一方、GLAの管轄区域を32のバラ及びシティの地域に限定すること、地方選挙の投票権を有する者が市長および議会議員の選挙権を有するという論点については、所与の事項として扱っている。
- ⑤市長及び議会議員の被選挙権については、グリーン・ペーパーでは現行の地方議員と同様と考えている。

2 協議過程

先に述べたように、グリーン・ペーパーは全6章で構成されているが、それぞれの章で論点となる項目に関して全部で61の質問が置かれている。個人や組織の回答者はこの質問全てに回答する必要はなく、その回答者が関心・意見のある分野のみの回答でもよい。回答者は1997年10月24日（金）までに政府ロンドン事務所に送付するものとされていた。

協議過程では、ロンドン全域の個人及び組織から1,200を超える回答、意見及び提言が寄せられた。著名な全国的組織やロンドン全域を活動範囲とする組織の多くは詳細な回答を行った。

第3節 ホワイト・ペーパーの要旨

1 全体の構成

ホワイト・ペーパー（以下、本章では「前掲書」と記す。）は1998年3月25日に、「ロンドンの市長と議会(A Mayor and Assembly for London)」という題名で公表された。グリーン・ペーパー発刊後の各方面との協議の結果を加味しているものの、市長及び議会の権限、両者の関係、GLAの所掌する事務といったGLAに関する基本的な方向性は、グリーン・ペーパーでの提案を踏襲している。全体が7章で構成されており、第1章は序論としてGLAの必要性及びその概要を説明している。第2章は全体の要約である。第3章及び第4章は市長・議会の権限と選挙方法について具体的に提唱されている。第5章では、GLAの所掌事務に関し、主としてその内容と執行方法が記載されている。第6章及び第7章ではGLAの財政構造と設立準備事務が言及されている。このうち、GLAの組織としての性格を決定づける重要な項目は3章から6章までに記載されており、本章では、以下この部分を中心に解説する。

2 GLAの構造及び構成要素

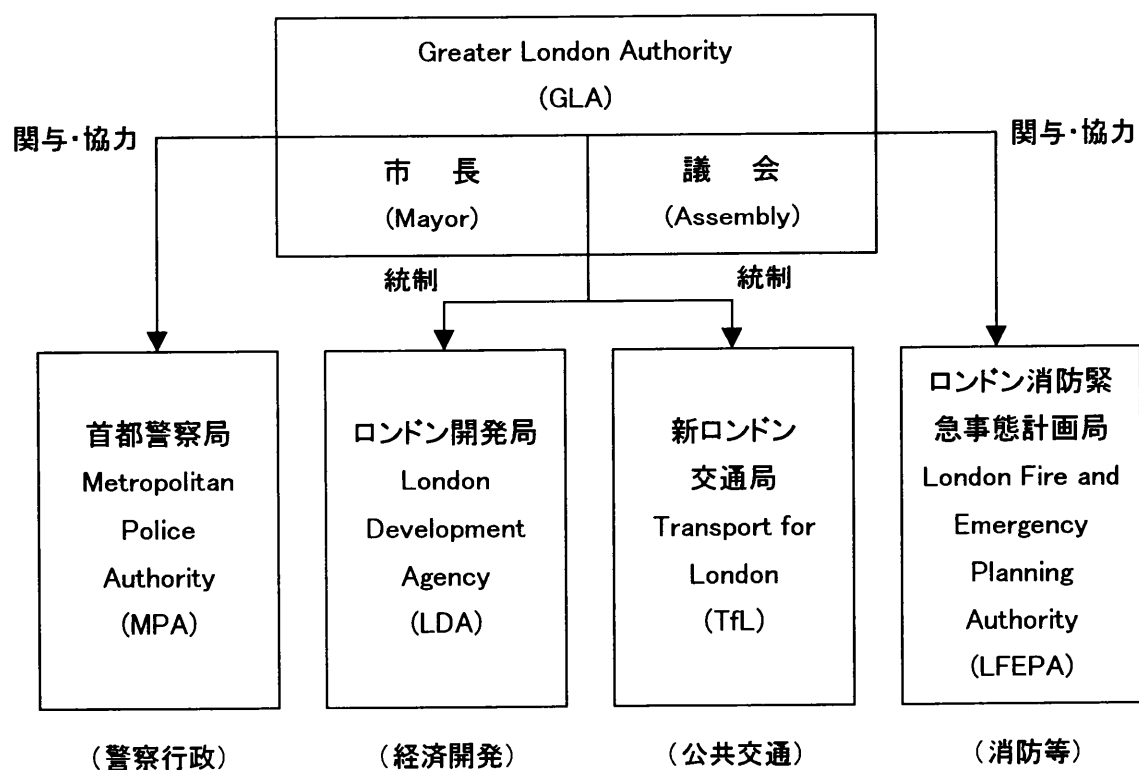
(1) 概論

新しいロンドン統治システムの中核組織であるGLAは市長(Mayor of London)と議

会(London Assembly)で構成され、両者とも市民により直接選出される。また、執行部局は市長に直属し、その職員数は250人程度を想定しており、2万1千人の職員を擁したGLCと比べて、極めて簡素な組織となっている。また、GLAの所掌事務となる公共交通及び経済開発を実施するため、新ロンドン交通局³(Transport for London,以下「TfL」と記す。これ以外の組織についても略称がある場合には、基本的に略称で記す。)及びロンドン開発局(London Development Agency, LDA)という執行組織(executive bodies)が置かれ、これらは市長に対し直接執行責任を負う。さらに警察、消防及び緊急計画といった課題に対処する組織として、首都警察局(Metropolitan Police Authority, MPA)及びロンドン消防緊急事態計画局(London Fire and Emergency Planning Authority, LFEPA)が設置され、市長が財源の供給権及びこれらの組織に関する委員の任命権⁴を有する(図3-2)。

この構造が目指すものはロンドン統治構造の合理化と事務執行効果の改善であり、相当数の中央政府の権限が市長に移管される(表3-1)。また、GLAは前述した現存の合同委員会等、ロンドン全域を管轄するがその権限は特定の目的に限られている組織を吸収し、これらが所管していた事務は市長に移管される。

(図3-2 GLAと新しい組織・執行機関)



(出典: ホワイト・ペーパー 'A Mayor and Assembly for London' の記述より作成)

TfL、LDA、MPA及びLFEPAの構造及び権限についてはGLAの所掌事務の各項目

で説明するが、これらの組織に共通していえることは、組織の中心に委員会を設置し、その委員の全員または一部をGLAの議会議員の中から市長が任命することで組織の民主制を担保し、市民に対する答責性をもたせようとしていることである。また、TfL及びLDAはGLAの政策実施組織と位置づけ、エージェンシー類似の組織として政策形成と事務執行の分離及び事務の効率的運営を企図している。

一方、議会は25名の議員で構成される（グリーン・ペーパーの段階では24～32人とされていた）。このうち14名はロンドンを14の地域に分割した選挙区からそれぞれ1名ずつ選出され、残り11名はロンドン全域を対象とした選挙区から比例代表的に選出される。これは後述するように、議会の性格としてロンドン全体の代表と地域の代表を複合させる意図があるものと考えられる。

(2) 執行組織

GLAの内部組織については市長及び議会の決定に委ねているが、前掲書が想定している構造は図3-3のとおりである。GLAの内部組織の基本的要素は、キャビネット(Cabinet)、市長室(Mayor's office)、議会事務局及び共通事務部(shared service, common service)であり、250人程度を想定しているGLAの事務職員は、市長の政策形成の実務的補助、議会や委員会に関する事務、議会の調査実務及び財政、人事等の行政執行を担う。

(3) キャビネット

市長は裁量により、必要に応じてキャビネットを組織し、長期の戦略計画や政策形成の補助とさせることができる。キャビネット設立の長所として、個々の事務の総合調整を行うことが可能となり、事務の重複や孤立を避けることができる。キャビネットの構成員は市長、副市長、TfL及びLDA委員長、幹部事務職員等が想定されており、構成員の任用は市長の専権である。また、キャビネット構成員としての報酬は想定されていない。

(4) 職員の任用

職員の募集・選考事務は、市長と議会議員の代表で構成される任用委員会(appointments committee)において実施される。

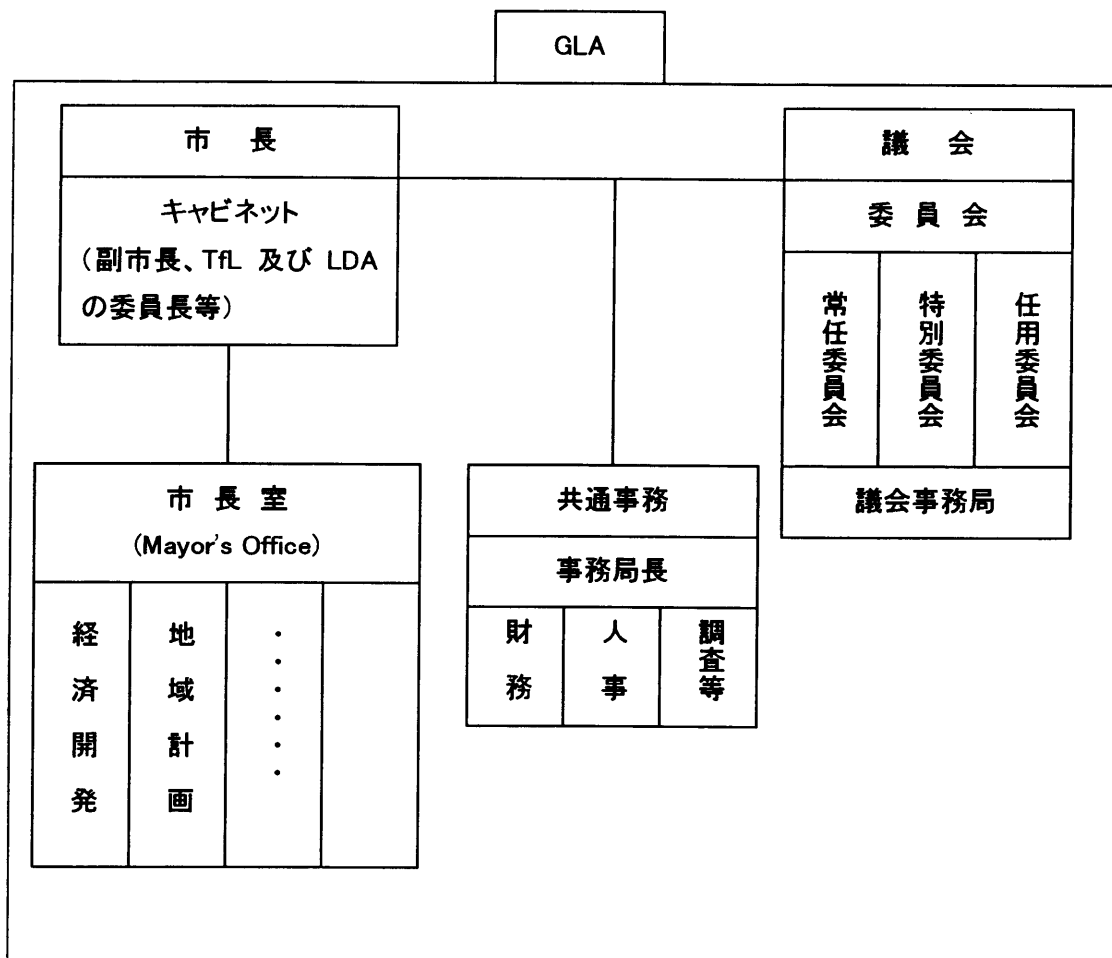
(表 3-1 GLA に移管される主要な権限)

	行政分野	現在の所管	事務内容	備考
中 央 政 府	公共交通	DETR	タクシーの規制、料金の認可	
		GOL	公共交通計画及び地域交通計画の策定	
		HA	基幹道路	
		MP	タクシー許認可	MP では Public Carriage Office が所管、移管後は TfL へ
	経済開発	DTI	内部投資のための助成	DTI では Invest in Britain Bureau が所管
		EP	EP の一部の権限	
レジャー・観光	DCMS	観光行政に関する助成		
合 同 委 員 会 等	計画	LPAC	地域計画、駐車場政策	GLA に吸収
	調査・情報提供	LRC	ロンドンに関する各種統計情報の提供	GLA に吸収
	環境保全	LEU	環境保全に関する助成	GLA に吸収
	公共交通	LT	ロンドンの地下鉄、バスの運営	TfL に改編
	警察	HO, MP	警察行政	MPA に改編
	消防	HO, LFCDA	消防、市民防災	LFEPA に改編

注) DETR: 環境省(Department of Environment, Transport and the Regions)、GOL: 政府ロンドン事務所(Government Office for London)、HA: 道路庁(Highway Agency)、MP: 首都警察(Metropolitan Police)、DTI: 通商産業省(Department of Trade and Industry)、EP: イングリッシュ・パートナーシップ、DCMS: 文化・メディア・スポーツ省(Department for Culture, Media, Sport)、LPAC: ロンドン計画諮問委員会(London Planning Advisory Committee)、LRC: ロンドン調査センター(London Research Centre)、LEU: ロンドン環境局(London Ecology Unit)、LT: ロンドン交通局(London Transport)、HO: 内務省(Home Office)、LFCDA: ロンドン消防・市民防災局(London Fire and Civil Defence Authority)

(出典: ホワイト・ペーパー 'A Mayor and Assembly for London' の記述より作成)

(図 3-3 ホワイト・ペーパーの想定する GLA の組織構造)



(出典: ホワイト・ペーパー ‘A Mayor and Assembly for London’の記述より作成)

3 市長と議会の権限及び両者の関係

(1) 市長

市長はGLAが所掌する事務に関して、その行政目標を達成し良質で効果的なサービスを供給する責務を直接に負う。このため、それぞれのGLAの事務について戦略計画を策定し、この計画に基づき事務を執行する。前掲書によれば、市長の主要な権限は以下の通りである。

- ① 戦略計画及び行動計画の策定
- ② 予算案の編成及び議会への提出
- ③ TfL、LDAなどのGLAに関する機関の監視・統制、協力及び総合調整、策定した戦略計画の実施
- ④ ロンドンの代表としての行動
- ⑤ 関係機関の幹部職員の任命また、市長は議会議員の中から副市長(deputy Mayor)を

任命する。副市長は市長を補佐し、市長が不在、あるいは体調が優れない場合にその職務を代行する。市長が死亡した場合には選挙実施までその地位に就く。

後述するように、市長はGLAの所掌する行政分野ごとに、空間的開発計画、経済開発計画及び環境保全計画等の戦略計画を策定するが、最終的には、市長には主要な課題を統合した、明確で簡潔な総合戦略計画(over-arching strategy)の策定を検討することが求められる。この計画には、それぞれの課題に対する財政措置及び目的達成度の明確な指標が示されている必要がある。また、上述の個々の計画策定に際しては議会の同意は不要であるが、議会や実施関係機関との協議が必要である。

なお、市長はその職務の重要性から常勤で有給であり、その金額は市長選挙に先だって幹部職員給与調査機構(Senior Salaries Review Body = SSRB)によって検討される必要がある。

(2) 議会

前掲書の提唱するGLAの議会は、これまでの英国の地方自治体と異なり、主として市長の提唱する活動の検証、及び市長が執行した事務の評価を行う機関と位置づけられている。議会内には常任委員会(standing committee)が設置され、特定の事務事業の検証、財政の監視、職員の任用等の事務がこの委員会で行われる。

議会の主要な権限は、以下のとおりである。

- ①市長の政策形成に対する支援
- ②予算案の承認又は修正
- ③ロンドンに関する主要な行政課題の調査
- ④市長の策定する戦略計画及び行政執行状況の検証
- ⑥職員の任用（市長あるいは市長の代理人と協同してこのための委員会を設置）
- ⑦警察及び消防組織等の一部の委員として委員会を構成

議会は自ら議長(Chair)を選出する。議長は議会の代表者として市長と連絡をとり、常任委員会の委員を任命し、さらに議会活動全体を統括・運営する。議会は本会議あるいは委員会の議事手続きの運営に携わる専任職員—議会事務局職員(Assembly secretariat)—を有し、GLAの所掌する行政課題の調査等を行わせることができる。なお、議会はその検証機能を担保するため、自ら情報を収集する権限、さらには市長、GLA及びTfLなどの執行機関の幹部職員に対し、常任委員会への出席を求める権限を有する。

また、議会は上記の事務を行うために、政府の規定する条項に抵触しない範囲で、独自に規則を制定できる。

グリーン・ペーパーの段階では議員が常勤か否かは言及されておらず、また議員は給与(salary)を受けず、現在の地方自治体で存在する諸費用を受領する権限があったとしていた。ところが前掲書では、議員も市長と同様、常勤で有給とすることを提唱している。この変更が意味するところは大きい。なぜなら、相対的に少ない議員数でGLA

の議会の権限に実効性を持たせるためには、議員には高度な専門性を有する行政実務に関する知識が求められ、議員を常勤・有給の職として議会活動に専念させることで、その責任を明確にしようという意図がうかがえるからである。

(3) 市長と議会の関係

市長と議会の相互の関係には、拮抗関係と協力関係の二つの態様が認められる。このうち、協力関係としては、市長の代理人と議会が選出した数名の議員によって構成される任用委員会(appointments committee)の設置、市長が戦略計画を策定の際に行われる議会の支援等が挙げられる。

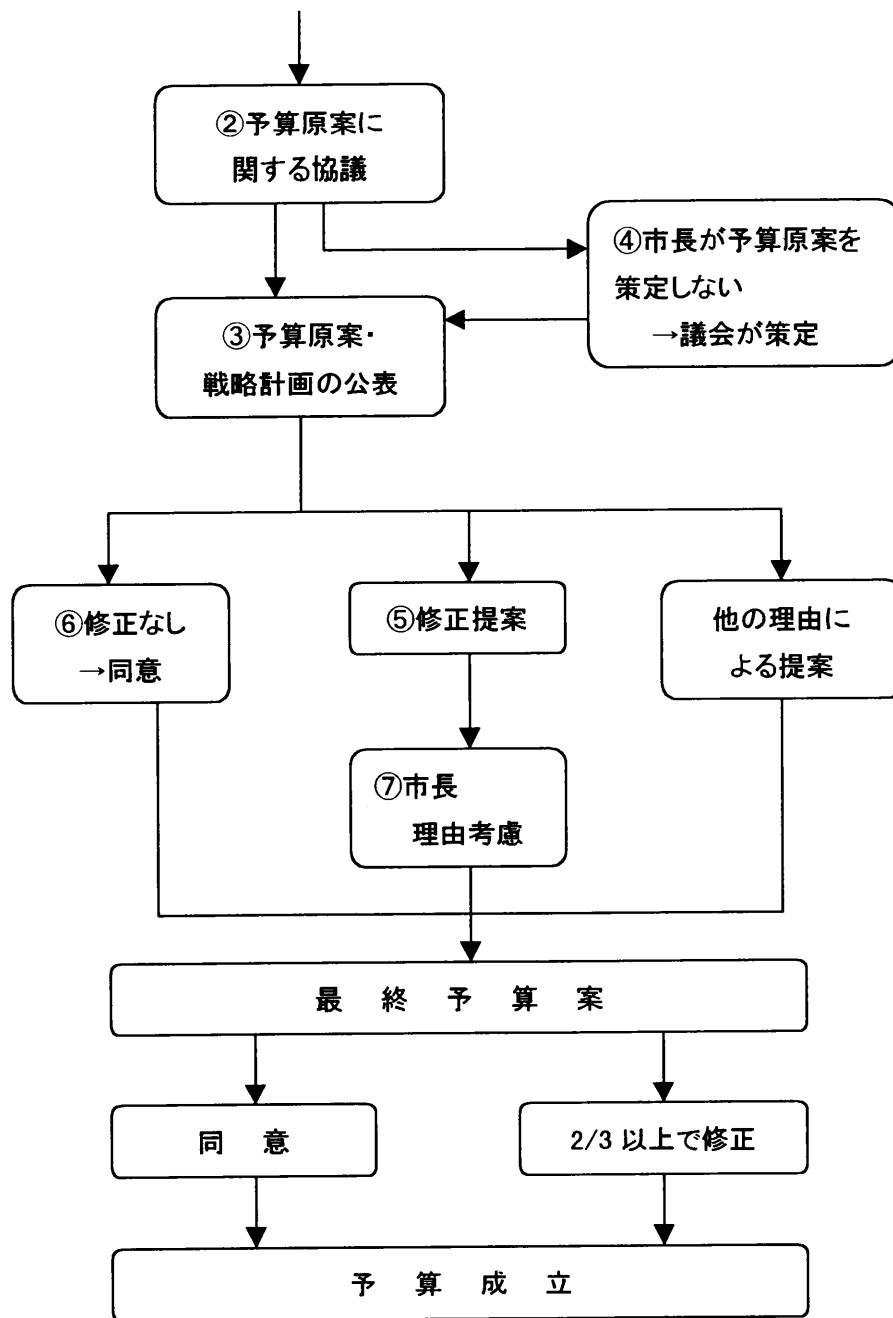
他方、市長と議会が拮抗しつつ活動する場合には、抑制と均衡(checks and balances)の機能が働くが、前掲書の提示する構造では、議会と比較して市長により強い権限を認めている傾向が窺える。このことが端的に現れるのは予算編成過程であるが、さらにTfLやLDA等の関係する組織の委員の任命権、個々の戦略計画の策定に際して議会の同意を要しないこと等が市長の優越性として指摘できる。

(4) 予算編成過程

前掲書では、予算編成手続きはGLAの政策形成及び行政課題の優先順位づけに議会を関与させ、ひいては行政執行のための支出やプリセプト⁵額の決定に議会が影響を及ぼすことを承認している。しかし、GLAの予算は市長の戦略計画を実施するための基本的な手段であり、このため予算案の策定を市長の権限とし、予算編成の主導権を与えている。予算編成は以下の過程で実施される(表3-4)。

- ① 予算編成は一定の期間にわたり行われる。しかしその期間は特に定めはなく、法定事項として、3月1日までに予算を確定しプリセプトを発行しなければならないという制約があるだけである。
- ② 予算案を議会に提出する前に、GLA及びTfLなどGLAに関する諸組織に関する市長の戦略計画と、これらの組織がこの計画を執行するのに必要な予算に関して、市長は議会の代表と協議しなければならない。
- ③ この協議の後、市長は予算原案と戦略計画を公表し、議会での議題とするために両者を議会に提出する。これらは公開集会(public meeting)の際に提出される。
- ④ 市長が合理的な期間内に予算原案を策定し公表しない場合には、市長と議会の合意によって、議会が大多数の議員の同意により予算原案を策定しなければならない。
- ⑤ 市長の予算原案公表後、これを検討し論評するために議会が招集される。ここで議員の単純多数(simple majority)の同意により、予算原案を改良するか、または行政執行の優先順位に適合させることを目的として、議会は予算原案の修正を提案できる。この場合には、議会は修正理由を示さねばならない。また議会は単に予算原案を拒否することはできない。
- ⑥ 議会で予算案の修正が同意に至らなかった場合には、予算原案は議会で承認されたものと見なされる。

(表 3-4 予算編成の流れ)



注) 表中の番号は本文の記述と一致させている。

(出典: ホワイト・ペーパー 'A Mayor and Assembly for London' の記述より作成)

⑦議会で予算案の修正が同意された場合には、市長は議会の修正案及びその理由を考

慮しなければならない。

- ⑧修正等を考慮した後、市長は再び最終予算案を議会（この場合も公開集会）に提出するが、これには議会の批評に基づく修正の場合、他の理由による修正の場合、及び無修正の場合の三通りがある。後二者の場合には、市長はその理由を述べる必要がある。この最終予算案提出は、国会で最終の歳入援助交付金(Revenue Support Grant = RSG)が合意された後であると思われる。
- ⑨議会は最終予算案に同意するか、或いは修正するかについて、またこの予算の結果に基づいて定められるプリセプトの水準につき、投票を行う。この最終予算案を否決する場合は66%以上の賛成による代替案であることが求められる。この代替案とは、市長による行政執行の優先順位づけに反対して、議会による優先順位づけを反映させるために予算の一部の構成要素を調整するものであり、また、必要な場合にはプリセプトの水準も調整するものである。議会は当該年度のプリセプトの減額に同意することができるが、TfLなどのGLAに関する機関の予算は、設定された一定の基準以下に減額することはできない。また、プリセプトの増額については、政府がカウンシル・タックスの増加を制限する権限を有していることを念頭におかねばならない。
- ⑩議会が修正案とプリセプトに66%以上の賛成を得られず否決された場合には、議会は市長の提案した最終予算案を承認したものと見なされる。予算の要件及びプリセプトは3月1日までに設定されなければならない。
- ⑪他の地方自治体と同様、予算執行の際には個々の会計年度内で微調整が行われるが、重要な変更がなされる場合、市長はこれを議会に報告する必要がある。

上述した予算編成過程では、議会には市長が戦略計画を策定する際の参加、及び予算編成過程で交渉する段階が認められている。これは、市長及び議会双方の見解が披瀝できること、及び予算編成が停止することなく、どのような事情でも予算が必ず成立することを制度的に担保している。しかし、予算案作成の権限は基本的に市長に留保され、議会はこの予算案を承認するか、原案の再考を市長に求めるか、あるいは議員の3分の2以上が賛成することによって最終予算案の段階で修正する権限しか認められていない。

(5) 市民に対する説明責任

現労働党政権がGLA創設を提唱した理由の一つとして、現在のロンドンの統治体制は市民に対する執行責任が不明確であるという点にあった。このため、新しいロンドンの統治体制では執行責任の明確化を重要な要素と捉え、GLAについても基本的に市長が行政の執行責任を負い、議会及び市民に対して説明責任を果たす制度が提唱されている。

市長はロンドン市民に対し行政執行の責任を負い、この責任を問うのは議会の主要な役割である。前述した議会の、ロンドンに関する行政課題の調査や市長の戦略計画

の検証といった権限は、この議会の役割と密接な関係にある。

また、GLAはその政策に関して特定の組織と協議することが求められている。これは、現在のロンドン統治制度において様々な組織がパートナーシップを提携しながら各種の行政サービスに大きな役割を果たしており、GLAもこれらの団体と連携しつつ行政を執行することを企図しているためと考えられる。

前掲書が提唱している、GLAの公開性及び説明責任に関する方策は以下の通りである。

- ①市長は、年一回「ロンドンの情勢」(“State of London”)という公開討論会を開催し、その場でGLAに関する主要な権限及び行政目標が検証される。
- ②市長は議会による例月の質疑応答時間(monthly question time)に出席し、その場で議員は市長及び幹部職員に質問を行う。市長はこの会合に先立ち報告書を議会に提出する。
- ③市長はそれぞれの戦略計画の一部として、その進捗状況が計測できる明確な少数の指標(clear benchmarks)を設定する。
- ④年二回、市民質問時間(people’s question time)が設けられ、市長及び議会議員はGLAの活動や政策に関して市民からの質問に回答する。
- ⑤市長は主要な決定に関して、議会に対し理由を付した通知(notify the Assembly)を行う。
- ⑥商取引やプライバシーに関する事項など秘匿性が最優先される場合以外は、議会及び委員会の会議は公開される。
- ⑦秘匿性が最優先される場合以外は、議会及び委員会の会議で提出された全ての文書、及び報告書は公開される。
- ⑧議会及び委員会の会議録は公開される。

4 GLAの所掌事務

(1) 概論

前掲書によれば、市長にはロンドン市民の経済的、社会的状態及び良好な環境を維持・改善する役割を担っており、この責務を全うするため、事務を執行する際には、それぞれの行政課題を個々に実施するのではなく、社会、経済及び環境を結びつけた統合的・持続的な開発を実施することが要求されている。この持続的開発という視点は、現代を生きる人々だけでなく、次世代にも良好な生活の質を提供するために必要な方策であり、経済開発や公共交通機関の整備といった行政課題も、環境との調和を考慮しない計画は、環境の悪化が長期的には経済発展を阻害し、生活の質を低下させる結果となると政府は認識している。このため、特にGLAの行政執行についても持続的開発手法(sustainable approach)を求めている。

この持続的開発手法については、政府は国全体の持続的開発計画の協議過程を実施

し、1998年末には新しい国家レベルの持続的開発戦略計画が公表される見込みである。ロンドンについてもこの計画に沿った行政執行が求められる。市長にはロンドン・バラや実業界、ボランティア機関及びコミュニティ・グループと協同しつつ、持続的な開発手法を強力に推進することが求められている。GLAによるLPACやLRC、LEUの吸収の意図は、計画、調査、環境保護等、これらの組織の権限をGLAに移転することで、環境と開発が統合した行政執行を期待しているためであると考えられる。

以下、前掲書の解説に従ってGLAの所掌する事務を記述するが、以下の三つの原則が各行政分野共通に該当するものと考えられる。第一に、かつてのGLCとバラの間にはいくつかの行政分野で重複があったことを踏まえ、これを排除するためにGLAではバラ（及び政府）との役割分担の明確化を企図している。第二に、個々の行政分野に関する戦略計画の策定に議会の同意を不要とするなど、制度面では可能な限り市長の自由裁量権を認めている。最後に、GLAの管轄区域外にも影響を与える広域行政課題については、関連団体との相互調整を市長に義務づけるばかりでなく、組織の委員の中に当該地域の代表を置くなど、組織に民主的性格を与えようとしていることである。

(2) 公共交通

グリーン・ペーパーでは、道路渋滞、大気汚染および交通機関の混雑といったロンドンの交通事情が悪化しており、このことが域内投資家や観光客の動向に深刻な影響を及ぼし、ひいてはロンドンの都市としての競争力を低下させているとの認識を示している。このため、戦略的な公共交通政策の実施が必要であり、戦略的交通計画と交通機関のサービスの根本的改革を提唱している。GLAは統合的政策で公共交通問題に対処するよう強く訴えている。

前掲書でもこの見解は踏襲されており、以下の三つの方針を掲げている。

- ① ロンドンにおける統合的・持続的な公共交通サービスを実施すること。
- ② 現在の個別の運営を統合し、ロンドン全域の課題に取り組む新しい機関を創設すること。
- ③ ロンドンの公共交通政策に関する、政府、GLA及びロンドン・バラの担当区分を明確化すること。

上記①に関連して、市長はロンドンの交通政策に関する統合的計画を策定する責務を負うが、これは市長が直接権限を有する公共交通に限られず、例えばブリティッシュ・レイル(British Rail)のようなロンドンと近郊地域を結ぶ公共交通機関も対象となる。

次に、②に関しては市長が直接的に執行責任を負い、ロンドンの公共交通を統合的に運営する機関として新ロンドン交通局(Transport for London, TfL)が新設される。TfLは委員会(board)が置かれ、市長または市長によって任命された者が委員長となる。また、委員は8名～15名で、交通政策に見識をもつ者、財務・商取引の専門家、交通機関利用者あるいは交通機関が環境やビジネスに及ぼす影響につき識見を有する者等

の中から市長によって任命される⁶。

市長及びTfLはロンドンに関する以下の公共交通を運営・関与する。

- ① 現存のロンドン交通局(London Regional Transport, LT)はTfLに再編される。TfLはロンドンのバス、地下鉄⁷、ライトレール(クロイドン・テムズリンク及びドックランズ・ライトレール)及びその他の交通機関及び施設⁸を運営する。
- ② ロンドン市内と近郊地域を結ぶ鉄道については、旅客鉄道事業権事務所(Office of Passenger Rail Franchising, OPRAF)、またはその後継組織による鉄道網の統制と協調して、市長が主としてサービス向上や投資等を目的とした助成権限をもち、TfLはこれに関する具体的な事務等を行う。また、TfLとOPRAFはロンドンの鉄道問題について定期的に論議する。
- ③ TfLはトラベルカードの料金システム、利用需要調査(marketing)や利用者への情報提供に関し、鉄道、地下鉄、バスサービスが統一性のとれたシステムにする権限を、LTから引き継ぐことになる。また、TfLには、鉄道計画(rail schemes)が市長の統一性のある公共交通戦略計画や他の政策に反すると考えられる場合、及びロンドン市民の利益に反するものとみなされる場合には、これに反論する権限を有する。
- ④ 現在、大臣の権限であるタクシーの規制及び料金の認可は市長に委譲され、また、個々のタクシーの許認可事務はTfLが実施する。
- ⑤ TfLは高齢者・身障者向け公共交通サービス及び優遇措置を実施する。
- ⑥ TfLは波止場(pier)の建設・管理及びロンドン河川会社⁹(London River Service Ltd.)から引き継いだ河川交通事業の運営を行う。
- ⑦ GLAはロンドン道路網の戦略計画策定の権限を有する。これは改善すべき道路や橋梁、交差点などを指摘し、道路利用者の需要に合致させるものである。
ロンドンの公共交通政策に関して、前掲書では以下のようにGLAとロンドン・バラに役割を分担させている。
- ① 地域道路(local roads)の維持管理や交通規制、街灯やパブリック・フットパスの整備はバラの事務であり、この事務を行うにあたって政府やTfLの同意を要しない。但し、道路の建設や交差点(junction)の整備、信号や道路標識を設置する場合には、ロンドンの公共交通に関する戦略計画指針(guidance)を考慮しなければならない。また、バラ内の道路工事や通行止めを行う際には、TfLや近隣のバラに通告しなければならない。
- ② TfLは近隣の地方自治体から要求された場合、またはロンドンの道路網に影響を及ぼすと考えられる場合には、バラの道路建設及び交通維持管理計画に関して方向性を与える権限をもつ。
- ③ バラは交通に関する地域実施計画を作成するが、この計画はTfLの同意を要するし、その計画から逸脱する場合にも同様にTfLの同意が必要となる。バラが地域実施計画を実施できない場合には、GLAがバラに対し執行を命じるか、TfLが必要な措置

を講ずる。

この他のTfLの事務として、公共交通に関する実施計画の作成、調査及び分析、混雑税(congestion charge)の徴収等が挙げられる。

GLAが策定する公共交通計画が、近隣の自治体の交通問題を悪化させたり、英国の二酸化炭素排出の国際的な義務を損なうなどして、1998年7月に発行した交通に関するホワイトペーパーとのあつれきが生じた場合には、環境大臣はGLAに計画の修正を指示する権限を留保する。

ロンドンの公共交通に関する財源措置は二種類の方法が想定されている。その一つはGLAの財源の一部を公共交通政策に充当するもので、市長はGLAの一般財源からどの程度公共交通政策に支出するかをある程度決定できる。公共交通予算を配分するにあたっては、市長は、政府の交通に関するホワイト・ペーパーや公共交通計画に沿いつつ優先順位をつけて執行できる。もう一つは、中央政府が公共交通政策のために充当している財源で、単一補助金¹⁰(single block grant)の形式で移転されるが、これには現在、交通政策及び行動計画(Transport Policies and Programmes = TPP)制度のもとでバラに交付される補助金も含まれる。市長はロンドンの公共交通政策に関するあらゆる側面から自由にこの補助金を執行でき、市長が利用できる予算の範囲内では、執行に関する政府の同意を要しない。

ところで、グリーン・ペーパーでは、駐車場（特に私営非居住者用駐車場）に関する付加的な負担(additional charge)や混雑税(congestion charge)等の導入をひとつの選択肢として検討していたが、この点については後述する。

(3) 地域計画

政府はGLA、特に強い指導力を備えた市長に、首都ロンドンの戦略的計画の策定を求めている。戦略計画は、市長のロンドンに対する見解や目標を具現する重要な手段であり、事業の優先順位を設定し、これによってロンドンが将来に向けて発展するためには、明確で方向性を有するものであることが必要である。また、この戦略計画は、バラの計画策定に戦略的な意味合いを持たせるのみならず、市長の権限である公共交通、経済開発、環境保全等の計画とを結びつけるものでなければならないとしている。

ロンドンの戦略計画の枠組みには、GLAの新たな役割を反映させる必要がある。計画策定の方法について、グリーン・ペーパーの段階では、「戦略的計画指針」¹¹(strategic planning guidance)とロンドンの「構造計画」¹²(structure plan)の二者を選択肢として掲げていた。しかし、前掲書では、市長にロンドンの新しい「空間的開発戦略計画」(Spatial Development Strategy, SDS)の形式で戦略計画指針を作成する義務があるとし、これは以下の要素¹³を有する。

- ①環境及び経済的、社会的関係を考慮した、首都ロンドンの総合的土地利用計画を定めること。
- ②市長の権限である、公共交通、経済開発、環境保全及び他の政策を補完し、またこ

れらを反映するものであること。

- ③戦略的に重要性のある場所の開発を含んだ、ロンドン全体にとって重要である問題を解決する、空間的枠組みを有すること。
- ④各々のバラが策定する統合開発計画(Unitary Development Plan, UDP)に、SDSとの整合性を求めることによって、各々のバラのUDPに反映されるものであること。
- ⑤比較的短い期間を設定することで、更新や修正が可能であること。
- ⑥主要課題に対する市民の意見を採り入れられるものであり、定期的に検証・検討されるものであること。

このSDSを策定するにあたって、市長は現行の全国開発政策指針(national planning policy guidance)及び南東部地域指針(regional guidance for the South East)を考慮する必要がある。また、この計画には環境大臣の同意は要しないが、全国あるいはより広い地域の政策を擁護したり、地域の損失を避けるために必要な場合には、環境大臣は計画の修正を指示する権限を留保する。

ロンドン・バラは引き続きそれぞれの地域のUDPを策定するが、策定や変更にあたってはSDSとの整合性を求められる。バラの策定したUDPがこれと整合しないと市長が見なす場合には、一致しない部分を文書で指摘し、市民調査(public inquiry)に引き続き査察官(Inspector)によるUDPに対する異議¹⁴として扱われる。

また、バラは引き続き当該地域の開発規制権限を保持するが、市長は戦略的に重要な計画申請の法定の協議者となる。この場合には、市長が戦略的な見地から必要であると考えるときは、バラに対して計画許可を拒否するよう指示する権限¹⁵を有する。申請者がこれに不服である場合には、環境大臣に申し立てることができる¹⁶。

市長はバラが策定したUDPを精査し、開発規制活動を先導し、これについて定期的に議会に報告する。

地域計画に関する議会の役割は、以下の通りである。

- ①特定の地域計画政策を市長のロンドンに関する政策の実施過程として、あるいは全く単独なものとして、検証すること。(但し個々の計画申請は除外される。)
- ②SDSに対する意見を述べること。
- ③市長が有する権限の中で、どのような実績をあげたか精査すること。(これには先に述べた開発規制が含まれる。)

GLAは戦略計画に関してバラに助言を行い、またより広範な地域計画の中でロンドンの意見を代表する。この事務を実施するために、GLAは現行のLPACの職員及び資産を併合する。また市長はロンドンの建築物の保護を目的として、イングリッシュ・ヘリテッジ(English Heritage, EH)やバラと協力関係を築く。

(4) 経済開発

第1章で述べたように、ロンドンは英国のGDPの15パーセントを占め、その経済動向は英国全体の経済に大きな影響を及ぼしている。また、ロンドンには英国の首都であ

るばかりでなく、グローバル経済の下で、金融やビジネス、観光等の分野で競い合っている世界有数の都市である。特に芸術・文化の領域ではその充実度、質の高さから世界の中心と位置づける見解もある。しかし、その一方で失業者は20万人にも上り、しかもその半数は2年以上も定職に就けない層であるという失業問題をはじめ、イングランドの劣悪な公共住宅の64%がロンドン・エリア内に存在しており、77万世帯以上が住宅手当(housing benefit)を支給されている状況にある住宅問題等、経済的・社会的に深刻な問題も抱えている。このため、明確な経済開発および地域振興(regeneration)の戦略計画が何よりもまして早急に必要であると前掲書は認識している。また、都市ロンドンの競争力の維持・強化は市長の重要な責務であり、これを擁護・促進するために戦略計画の枠組みを設定し、この実施に必要な行動を起こすことを求めている。

市長の権限である、経済開発及び地域振興に関する戦略計画の策定に際して、ロンドン開発庁(London Development Agency, LDA)は策定の指導(guidance)・補助及びこの実施を担当する。この戦略計画の主要な目的は、首都ロンドンの競争力を最大限に高め、また、発展から取り残された地域に新しい雇用機会をもたらすことである。戦略計画の策定に際してはロンドンのパートナーシップや企業、ボランティア組織、コミュニティ機関及び地方自治体等関連団体との協議が予定されている。さらに、この計画策定には議会の協議を要し、また、市長は計画実施の進行状況を議会に報告しなければならない。

LDAの権限はイングランドの他地域に設置される地域開発庁¹⁷(Regional Development Agencies, RDA)と概ね同じであり、これらのRDAと地域的に、あるいは全国レベルで緊密に連携することになる。また、LDAの助言の下に、市長はロンドンにおける単一地域振興予算チャレンジ基金(Single Regeneration Budget Challenge Fund = SRBCF)に関する地域振興支出を大臣により設定された国家基準の枠内で承認する権限¹⁸を有する。

ホワイト・ペーパーの掲げるLDAの権限は、以下の通りである。

- ①地域の競争力を増進させ、パートナーシップを促進・支援し、地域経済に関する十分な合意を築くこと。
- ②社会的、物質的及び経済的な地域振興を実施し、経済開発及び投資の利益を最大限に広げること。—市長は地域振興計画に対する助成を決定する。
- ③市長の観光政策を実施すること。—LDAはロンドン観光局(London Tourist Board =LTB)と助成に関して直接的に連携する。
- ④現在、イングリッシュ・パートナーシップ(English Partnership = EP)が担っている役割及び助成の流れを含む、用地埋立及び造成事業を実施すること。
- ⑤ヨーロッパ連合構造基金(European Union structural funds)に関し指導的役割を担うこと。

- ⑥英国投資局¹⁹(Invest in British Bureau)及び他の地域団体と連携して、ビジネス地域としてロンドン市場をより活性化すること。
- ⑦域内投資及び他の主要な投資計画を調整すること。—LDAはロンドン地域開発機構(London's Regional Development Organisation)を助成する。
- ⑧労働者の基礎的技能を改善し、地域技能計画を策定し、またTECや地域の技能向上を目的とした機関と協同し、あるいはこれらの組織の実績を評価し、さらに主要な計画や域内投資支援に資する技能向上を増進させること。
- ⑨地域選出援助(Regional Selective Assistance = RSA)申請が市長の戦略計画の枠内であるかどうかにつき、中央政府に助言すること。
- ⑩各種の企業活動を支援すること。—中小企業に対する支援及び助言をより優れたものとするため、ビジネス・リンク(Business Links)と協調する。
- ⑪企業や大学、調査機関の間で高度の実務及び技術指導が進展するようにし、技術革新を増進させること。
- ⑫公共・民間セクターのパートナーシップのような事業への投資を促進すること。
- ⑬高等教育機関としての役割を含む、技術指導を増進すること。

LDAは、イングランドの他地域のRDAと同様、組織の中心に委員会が設置されるが、この委員長及び委員を任命するのは市長である。委員の人数も他のRDAと同人数の12名を想定しており、多くは実業界から選出されることになるが、4名は議員の中から選出される。委員長には民間セクターでの実務経歴を有する者が望ましいが、十分な技能及び経験があれば、ボランティアセクターを含む非企業セクター(non-business sector)からの候補者も除外されない。

委員会は、LDAに賦与された権限を実施する責務を負う。なお、LDAは与えられた権限を直接執行することを要せず、必要に応じて公共・民間セクターに委託できる。いかなる権限を委託するかは市長とLDAが協議し決定する。

LDAはGLAの一執行組織であるため、GLAの市長及び議会が設置されるまでは組織されない。このため、設置時期は他のRDAより一年遅れになる。

(5) 環境保全

ロンドンの生活環境は、都市が競争力を保持するための重要な要素であり、またロンドンに住み、働き、訪れる人々全ての生活の質と健康の向上に大きな影響を及ぼす。このため、政府はロンドンの環境向上に関して早急に対策を講ずる必要があると認識しており、また市長に特別の環境保全に対する権限を与えようとしている。

これは、環境に対する取り組みが典型的な広域行政課題であること、また現在の経済開発手法は環境に対する影響を配慮した持続的な開発が求められていること等の理由から、政府はGLAに対しこの問題の対処に大きな期待を寄せていることがうかがえる。

市長の環境保全に関する特に主要な権限は、ロンドンの環境の評価及び報告である。

その際には、環境庁(Environment Agency = EA)や他の関連機関との協議が必要とされる。市長は環境に関する指標を決定し、この指標に基づいて報告書が作成される。

地球温暖化及び二酸化炭素排出規制については、グリーン・ペーパーの段階ではほとんど言及されていなかったが、政府はこの分野と市長の果たす役割とが密接な関係を有することを重要視している。市長はバラと協議しつつ、4年ごとに報告書を作成し、政府の実施する二酸化炭素排出削減による温暖化防止策へ貢献するよう要求している。

政府は市長に交通政策への取り組みの中で、ロンドンの大気質を改善する責務を果たすよう求めている。この課題に関しても、バラと協議しつつロンドンの大気質の改善計画を策定する義務を有する。具体的には、全国レベルの大気質に関する戦略目標に合致する、ロンドン全域の行動計画の策定とその実施、及び検証・評価過程で大気汚染の状況が基準を超える恐れのある地域に対する行動計画の策定とその実施を求めている。バラは引き続き、地域内における大気質に関する検証・評価を行いつつ、地域の大気汚染問題に対処する義務を負う。市長は、バラがロンドン全域の行動計画に応じるよう方向付けを与える権限を留保する。

騒音対策については、市長は所掌する行政分野の戦略計画や行動に関連する騒音水準の評価を行い、適切な場合には、騒音の影響を減少させる方策を推進する義務を有する。また、市長は直接権限を有する場合には、地下鉄やバス、タクシーに関し直接行動を起こすこともありうる。しかし、近隣の騒音対策は引き続きバラが実施する。

ロンドンにおける廃棄物問題は、緊急に取り組む必要のある課題の一つである。グリーン・ペーパーでは、日常の廃棄物処理業務はバラが担当し、GLAはこの業務がロンドン全域の戦略的な視点から確実に実施されるよう、他の環境対策や公共交通施策と調和する、全体的な大枠(framework)を設定するよう求めていた。前掲書でも原則としてこの方向性を踏襲しており、GLAが巨大な官僚制を内包するロンドンの廃棄物処理機関となるのではなく、市長が法律の定めるところにより、各種ごみ収集・処理機関や民間及びボランティア組織と協議しつつ、地域廃棄物処理計画を策定するというアプローチで対処するよう求めている。この地域廃棄物計画も、1990年環境保護法(1990 Environmental Protection Act)のもとに策定されることになっている、全国レベルの廃棄物戦略に沿うものであるよう求められる。そして、ロンドンの各種ごみ収集・処理機関はこの計画を基礎として活動し、これらが計画から逸脱する行動を起こした場合には、市長はこの計画に従わせる権限を有する。

ローカル・アジェンダ21(Local Agenda 21, LA21)は持続的な開発を促進する、コミュニティを基盤とした地域レベルの活動であり、市長に調整機能を賦与することに反対する見解もある。しかし、ロンドン・バラが実施するLA21に沿った活動は、ロンドン全域で行われる持続的な開発と密接に関係することから、政府は市長にもLA21の推進する権限を与えている。

(6) 警察

ロンドンにおける警察行政は、他の地域と異なり英国の首都であること故の特殊要因が存在する。この点につき、グリーン・ペーパーでは王室の擁護やテロリズム対策といった要因が加わることを明記している。

前述したとおり、現在のロンドンの警察組織である首都警察(Metropolitan Police = MP)は、イングランド及びウエールズの他地域と異なり、民主的な基盤を有していない。この点についてグリーン・ペーパーでは、ロンドン市民に対する執行責任の明確性という観点から、ロンドンの警察機構についても他の警察組織と同様に公選による代表者からなる組織とすることを提唱し、多くのロンドン市民もこのことに賛同していた。前掲書によりこの改編が確認され、基本的にロンドンの警察機構も他地域と同様、公選代表の委員会組織による指導・管理体制とし、また、警察組織に民主的基盤をもたせることで、警察サービスがロンドン市民により身近なものとなり、犯罪に対処する方法にコミュニティの意見を反映でき、さらに地域市民の要望を吸収し責任をもった警察行政を執行可能となるとしている。

新たに設置される首都警察局(Metropolitan Police Authority, MPA)は23人の委員で構成されるが、このうち11名はGLAの議会議員の中から選出され、また1人はグレーター・ロンドン地域からは外れるが首都警察の管轄下であるディストリクトの議員から選出される。他の委員は首都警察ディストリクト(Metropolitan Police District = MPD)が管轄するディストリクトの代表者、及び治安判事や警察機構と無関係の者からなる非公選議員で構成される。委員の任命権はディストリクト議員を除き、市長が有する。なお、委員長選出の方法は、他の地域の警察組織と同様である。

MPAは法律に基づく独立した組織となり、警視総監(Commissioner)と協議しつつ、警察行政に関する戦略計画及び施策の優先順位の設定を自ら行うことができる。このため市長及び議会はMPAと密接な関係をもちつつ、市長の他の権限、例えば公共交通や経済開発といった施策と警察行政を調和させることができる。

ところで、1996年警察法(1996 Police Act)では、警察機能の実施状況に関して、地域公安委員会(local police authority)委員を議会本会議に召喚し、質問する権限をロンドン圏外の地方議会に与えた。政府は新しいMPAに関しても、GLA議会にこれと同様の権限を賦与することを企図している。このことにより議会はMPAの政策を精査する機会を有することになる。

MPAはロンドンの警察行政に関して、効果的かつ効率的な運営を実施する法的義務を有する。また、他地域の公安委員会(police authority)が実施している以下の事務も行う。

- ① 目標を設定し、この目標に合致するように物的・人的資源を活用する方策を記載した、年間警察計画を公表すること。
- ② 地域社会と協議し、地域の目標に一致するよう警察行政の優先順位を設定すること。
- ③ 地域の目標及び内務省(Home Secretary)によって設定される主要な全国目標を対象

化すること。

④地域においてどのような警察行政を実施したかを地域社会に報告すること。

ロンドンに新たに導入される首都警視総監(Commissioner of the Metropolitan Police)も、ロンドン圏外で警察本部長(Chief Constables)が任命されるのと同じ手続きをとる。警視総監の任命については第2章第4節3で示した。但し、首都警察行政という性格から、国家的な利益や首都警察機構の国際的義務、さらにはロンドン市長の存在を考慮し修正が行われる。市長と総監はロンドンに最善の利益をもたらすよう協調して行動し、MPAから内務省に提出される総監候補者名簿に意見を述べる権限が法的に認められる。

一方、ロンドンの警察行政をより効率的に実施するためには、バラや地域団体との連携が必要となる。現在実施されている協議システムに加えて、市長やMPA等も包含した新たな連携が求められる。

現在のロンドン警察機構では、首都警察を管轄する内務省は首都警察委員会(Metropolitan Police Committee = MPC)の助言を受けるものとされているが、政府はMPAの設立によりMPCの事務がMPAに移管するものとしている。1994年警察及び治安裁判所法²⁰(1994 Police and Magistrates Court Act)は、警察行政及びこれに関する警察機構と公安委員会の関係につき、内務省の法的関与権限を認めた。このことはMPSとMPAについても、他の地域と同様妥当する。さらに、首都警察機構の国家レベルの、及び国際的機能という観点では、首都警察機構は引き続き政府の指導のもとにこれに関する責務を果たす。

中央政府はロンドンの警察行政に関する予算の大部分を供給するが、MPAは警察行政に関して法定の義務に合致し、適切なサービス水準を維持する必要がある。このため、内務省は最低限の水準の予算がMPAに供給されることを確保する権限が留保される。

なお、シティについては首都警察の管轄外であり、グリーン・ペーパーではこの方式を変更する考えはないことを明言しているが、前掲書でも管轄区域の変更は行わない旨明言している。

(7) 消防及び緊急事態計画

政府は、首都ロンドンの消防及び防災行政に関して、以下の通り提言している。

- ①消防及び緊急事態計画の策定は、市長のロンドンに関する全般的な権限の枠内に置かれる。
- ②ロンドン消防・市民防災局(London Fire and Civil Defence Authority, LFCDA)はロンドン消防緊急事態計画局(London Fire and Emergency Planning Authority, LFEPA)と呼ばれる新しい独立組織に再編され、市長がこれに関する権限を有する。
- ③この新しい組織は、1947年消防法(Fire Service Act 1947)が意味するところの「消防局」である。

LFEPAは、GLAの議会議員及びロンドン・バラの代表17名で構成される。これは、他のイングランド及びウェールズにおける消防局の構成に準じており、このうち9名はGLAの議員の中から市長によって任命される。バラは残り8名の委員を推薦し市長が任命する。なお、委員長の任命権は市長に存する。

LFEPAでは、合理化され対外的に説明しうる政策形成及び執行過程がとられ、戦略計画については市長及び議会に報告する。

LFEPAの予算は市長を通してGLAから配付される。これは、LFCDAがそれ自身の予算を有している現行のシステムと異なっているが、他のイングランド及びウェールズに設置されている大部分の消防局と同じ仕組みとなる。

法律に基づき設置される消防局として、LFEPAは以下の権限及び義務を有する。

- ①消防団が通常求められる要求に効率的に応えられるようにすること。
- ②消防団員が適切に養成され、また配備すること。
- ③火災報知を受けこれを即座に処理できるよう消防団を効果的に配備すること。
- ④消防活動に有益であると考えられる情報を集中させること。
- ⑤防火の助言及び指導システムを構築すること。

一方、緊急事態計画については、LFEPAはLFCDAの事務を引き継ぐが、包括的支出展望(Comprehensive Spending Review, CSR)の見直しにより多少の変化が予想される。

なお、救急車搬送サービスはLFEPAの管轄外である。

(8) 文化、メディア及びスポーツ

この分野における各種組織及びその活動内容、これに対する助成システム等は、GLC廃止後のロンドン統治体制の中で最も錯綜している。ロンドン全域を活動地域とする組織として、ロンドン観光局(London Tourist Board, LTB)、ロンドン芸術委員会(London Arts Board, LAB)、英国スポーツ協会(ロンドン支部)(English Sports Council(London Region), ESC)、イングリッシュ・ヘリテッジ(ロンドン支部)(English Heritage(London Region), EH)、ロンドン映画協会(London Film Commission, LFC)等枚挙に暇がなく、また資金の流れについても、大部分の組織は文化・メディア・スポーツ省(Department for Culture, Media, and Sport, DCMS)から直接助成を受けているが、それ以外の方法による助成の流れもあり、組織によってまちまちとなっている。

政府は、文化、メディア及びスポーツの振興が首都ロンドンの経済を活性化させ、市民の生活をより豊かにするとの認識から、市長はこの分野に関しても重要な役割を果たすべきであるとしている。各種組織が活動するための財政助成の枠組みはCSRの結果、いくつかの財源や権限がDCMSからGLAに移転される。前掲書では、例えば過去にはGLCの権限であって、現在DCMSから直接行っているロンドンの博物館のいくつかに対する助成や、EHが実施している歴史的建造物に関する権限を想定している。

また、EHとの調整及びCSRの結果により、GLAがトラファルガー広場(Trafalgar Square)、議会広場(Parliament Square)、マーブル・アーチ(Marble Arch)、ウェリントン・アーチ(Wellington Arch)といったロンドンの歴史的建造物に対する権限をもつことも検討されている。

現在の主要なロンドンの文化団体の代表は、ロンドン・ヘリテッジ・フォーラム(London Heritage Forum, LHF)として定期的に会合を実施している。この中にはLAB、LTB、南東部博物館事務局(South Eastern Museums Service, SEMS)、ESC、EH、王立公園局(Royal Parks Agency)、歴史的王宮局(Historic Royal Palaces Agency)、ロンドン及び南東部図書館区(London and South Eastern Library Region = LASER)及びLFCが含まれている。DCMSとGOLが会議の際代表を務め、ロンドン・ファーストとロンドン自治体協議会(ALG)が傍観者の地位(observer status)にある。現在のところLHFは執行機能を有しないが、これらの機関の代表が意見交換する機会を提供している。

政府はLHFの果たす役割を重視しており、ロンドン文化戦略グループ(Cultural Strategy Group for London, CSG)として再編することを提案している。これはGLAの特別諮問パネルとして活動し、この助言は市長が策定する文化・メディア戦略計画の主要な要素とされる。また、CSGLはこの戦略計画の実施に大きな役割を果たす。市長とCSGLは協調してロンドン全域を対象とする事業を促進し、関係機関と連携する。また、この組織の委員長は市長によって任命される。

文化・メディア・スポーツの分野に関する市長の権限は、以下の通りである。

- ①戦略計画—CSGLと共にロンドンの文化に関する統合された戦略計画を策定する。
これは、公共交通、土地利用及び地域計画、環境保全、経済開発及び雇用・職業訓練といった市長の他の権限と組織の利益を統合したものである。
- ②促進—地域レベル、全国レベル及び国際レベルの文化的利益を増進し、首都ロンドンが世界都市となることを促進すること。
- ③リーダーシップ—ロンドンが、首都としての総括的な戦略計画の中で実施する主要なイベントの提案・支援を行い、ロンドン全域を対象とする事業を推進すること。
- ④調整—公共、民間、ボランティア及びアマチュア各セクターを問わず全ての文化に関する組織に利益をもたらす、イベントに関してロンドン・バラが協同して実施することに尽力すること。

市長はLAB、SEMS、EHにおけるロンドン諮問委員会(London Advisory Committee)及びLFCの委員の選任に関して意見を述べる。また、現在は首相や文化・メディア・スポーツ相の任命権や同意権を市長に移転することも検討されている。

(9) 健康増進

この分野はグリーン・ペーパーの段階では言及されておらず、前掲書で加えられた権限である。

GLAは衛生行政に関して特別の執行組織を有しないが、市長の権限となる行政課題は、ロンドン市民の健康増進に大きな影響を与えるものであるため、前掲書では所掌の行政課題を実施するうえで、ロンドン市民の健康について考慮することを要求している。

但し、ロンドン救急事業(London Ambulance Service = LAS)は今まで通り国民健康事業(National Health Service = NHS)の枠内で実施される。

5 財政構造

(1) 概論

地方自治体に限らず、行政組織が付託された課題に適切に対処し、その責務を全うするためには、所与の権限を行使するための財源が必要十分に措置されていることが不可欠である。さらに、効率的かつ効果的な行政を執行するために、所与の財源を行政課題の優先順位に基づき配分できる権限がその組織に賦与されていることも重要な要素である。このような観点から前掲書に記されたGLAの財政構造について考察する。

政府は、GLAも基本的には英国における地方自治体全体の財政構造の枠内に置かれるものとし、但し、他の一般の自治体と異なった機能を果たすのに必要な限りにおいて財政構造の修正が加えられるものとしている。

前掲書では、まずGLAはTfLやLDA、MPA、LFEPAといった、新しいロンドン統治を担う組織に対して資金を供給する責務を有するとしている。そのうえ、GLAはLPACやロンドン調査センター(London Research Centre = LRC)等の現存する組織を吸収し、また、公共交通や経済開発など主として中央政府が実施している事務を引き継ぐことから、これらに要する財源も移転される。GLAに移管される主要な権限の、1997/98年度の総費用はおよそ33億ポンド（約6,600億円：£=200円として、以下同じ）である。

市長は、予算編成における議会の同意や使途が限られた補助金(grants)及び起債許可(credit approval)、いくつかの行政分野において必要最小限度のサービス基準を達成する義務などの制約を受けつつも、GLAの予算をどのように各施策に配分するかを決定できる。この権限を有することで、市長はGLAの施策に関する優先順位の設定及び効率性に関して、ロンドン市民に対する答責性を最大限に義務づけられる。

(2) 財源

中央政府が設定している支出に関する基本原則、つまり、資本支出(capital expenditure)には、資本補助金(capital grants)、起債許可によって認められた額の借入金(borrowing)、資本収益(capital receipts)及び歳入会計(revenue account)の使用料(charges)からの収入により充当され、収益支出(revenue expenditure)は、政府補助金(government grants)、ビジネス・レイトの総合計の配分、使用料及び手数料、カウンシル・タックス等の財源から支出されるという原則はGLAにも踏襲される。

また、現在中央政府が直接支出しており、地方自治体や警察の支出でない費用は、特定補助金(specific grants)や資本支出の追加起債許可(supplementary credit approval)の形式に転換される予定である。

GLAの権限のうち補助金や他の収入で支出が賄えない事項は、カウンシル・タックスが財源²¹となる。この範疇には、MPAやLFCDAのプリセプト(precepts)、LPAC等の組織に対する割当金及びGLAに移管される道路に対する補助等が含まれる。

ところで、GLAの権限の中で、現在主として中央政府が直接支出している分野は公共交通と経済開発である。公共交通に関する政府補助金は統合整理され、以下に述べる方法で単一補助金(single block grant)としてGLAに配付される。また、LDAの経済開発活動に対しては、主として中央政府からGLAに対する特定補助金により供給される。市長は中央政府が設定する全国的基準の下で、この補助金をどのように執行するかを決定する権限を有する。なお、市長及び議会は、GLAの一般基金(general fund)から、あるいは民間資本を元にして、さらには起債許可によって認められた借入金により、経済開発の追加的支出が可能である。

地方自治体の資本支出に対する政府の助成・関与は、補助金及び起債許可であるが、この方法はGLAが創設されても何ら影響を受けない。一方、収益支出に対する政府の助成は地方交付金(Revenue Support Grant = RSG)、ビジネス・レイト収入の一定割合及び特定補助金による。この地方自治体間の配分はGLAの創設によっていくらかの変化が生じる見込みである。この詳細についてはGLAの設立準備の一環として、英国地方自治協会(Local Government Association = LGA)とロンドン政府協議会(ALG)の間での協議が予定されている。

(3) GLAの予算編成

GLAの予算は、中央政府による公共支出全体の統制に服するものの、基本的には市長及び議会の権限である。具体的な予算編成方式については第3章第3節3(4)で詳述した。

(4) 予算の優先順位づけ

市長がGLAの予算を編成する際には、以下の制約に服する。

- ① 主要な行政サービスは、適切な水準が維持されなければならない。
- ② 補助金や起債許可が特別な目的のために与えられた場合には、これらの財源はその目的のためにのみ用いられること。
- ③ カウンシル・タックスの増加に関しては、政府の設定する制限が存在すること。

①に関しては、MPA及びTfLの予算について、最低限度を設定する法定の権限は中央政府に留保され、また②についても、TfLやLDAの財源の大部分は使途の制限を受けた政府補助金として配付され、市長はこの財源の使途を変更することはできない。

市長は予算編成を実施する前に、上述のような各機関の財政需要についてそれぞれの機関と協議する。

市長が予算の優先順位を決定する権限を担保するため、政府は全ての補助金及び起債許可による資金を一括して市長に配付する。このため、使途が限定された補助金等についても、一度市長に対して配付された後、関係機関に分配することになる。

(5) 行政サービス水準の維持

行政サービスの水準を維持するために、政府はMPA及びTfLの予算に関する最低限度を法定する権限を保持する。また、政府は、LFEPAが全国的に承認された防災水準を維持するのに必要な法的権限を保持する。TfL及びLDAの財源の大部分は中央政府からの補助金であり、市長はこれを他の事業に振り向けることはできない。

(6) 会計及び監査方式

ホワイト・ペーパーではGLAの財政部長(chief financial officer)にGLA全体として単一の予算を編成するよう求めており、このため、TfLやLDAといった組織はそれぞれの予算を作成し、全体としてGLAの予算に統合される。また、他の地方自治体と同様にGLAは監査委員会(Audit Commission = AC)が任命する監査官(Auditor)の監査を受ける。

(7) 費用

前述のとおり、現存する警察、消防、公共交通、経済開発及びGLAに引き継がれる事務にかかる総費用はおよそ33億ポンドである。一方、市長や議員、職員等に関する費用は、政府の試算では年間約2,000万ポンドで、これはGLAが引き継ぐ主要な事務に要する費用の1%にも満たない額である。GLAに移管される事務に関して、市長が効率的に執行しその費用を節減できるようになるまで時間を要するものと見込まれるので、政府はCSRの中からGLAの新たな要素に対する財源を検討するものとしている。

市長や議員、職員等に関する費用のほとんどは補助金で措置されるが、ロンドン市民にもわずかな額の負担を求められる。これは、例えばカウンシル・タックス課税区分のD区分(Band D)で一週3ペンス程度の額である。このことでロンドン市民が市長や議会による事務の効率的運営に関心を有するように動機づけられるとホワイト・ペーパーでは考えている。

6 選挙方式と選挙区の策定

(1) 概論

グリーン・ペーパーでは、GLAの市長及び議会議員の選挙方式、選挙区の策定は、GLAの組織としての特質に大きな影響を与える重要な事項であることを示唆しながらも、それぞれの類型及びその特徴を提示するにとどめており、どの方式を採用するかは市民の協議の結果を考慮し検討するものと思われた。そして、ホワイト・ペーパーの段階ではじめて具体的な方策について後述の方法が提唱されたが、これはGLAが広域的・戦略的機能を重視する一方で、それぞれの地域の意向をできるだけ反映させたいという意向も加味している。

(2) 市長の選挙方法

グリーン・ペーパーの段階では、市長の当選者にはロンドン市民から明確な委任を受けるようにすることが重要であるとし、「単純多数得票制²²」(‘first-past-the-post’ system)、「二段階投票制²³」(‘second ballot’ system)、「代替的複数投票制²⁴」(‘alternative vote’ system)を選択肢として掲げていた。

協議過程では、単純多数得票制の利用には反対が多く、当選者に明らかに多くの賛成票が集まる選挙方式が望ましいという意見が多数を占めた。

この点を考慮し、ホワイト・ペーパーでは、市長の選出方式として、代替的複数投票制をより単純化し、二段階投票制の要素を加味した、補足投票制(Supplementary Vote System = SV)を提案している。これは、投票者が投票用紙に第一候補と第二候補を併記するものである(但し、第二候補として挙げる候補者がなければ第一候補のみの記入でよい)。当選者の決定は、まず第一候補だけがカウントされ、過半数を得票した候補者があれば、その候補者が当選となる。仮にどの候補者も第一候補として投票された数が過半数に至らなかった場合には、第一得票者と第二得票者以外の候補者が除外され、この除外された候補者の第二候補の得票数が第一得票者と第二得票者に加えられ、この結果、最も多く支持票を得た候補者が当選²⁵となる。

(3) 議会議員の選挙方法

次に、議会議員の選挙方法として、グリーン・ペーパーでは、議会議員は首都ロンドン全域に関係する問題と長期的な利益を視点にすえ、戦略的に思考し行動することが求められるとしている。また、GLAの議員はバラの議員、国会議員及び欧州議会議員の代表的役割と重複する必要はないし、そうすべきでないと主張している。

まず、選挙区については、グリーン・ペーパーの段階では、以下の三つの選択肢を提案していた。

「小選挙区」(single-seat constituencies)それぞれの選挙区で一人の当選者を決定する。グリーン・ペーパーでは、この選挙区の策定には、主としてバラの境界に従った選挙区が組み立てられることを予想している。

「広域複数選挙区」(larger multi-seat constituencies)それぞれの選挙区から複数の当選者を決定する。この選挙区策定に際しては、より地域的パートナーシップの色彩の濃い選挙区が組み立てられることを予想している。

「ロンドン全域単一選挙区」(single London-wide constituencies)GLAの管轄するロンドン全体を単一の選挙区とする方法。これは、前述の広域複数選挙区以上にロンドン全体に対する戦略的な色彩の濃い選挙区となる。逆に議員が選出されない地域がある場合には、その地域の意向が議会に反映されにくいという欠点が起こりうる。

次に、選挙区と選挙方法の関係について、グリーン・ペーパーではまず、小選挙区の場合は、選択の可能性があるのは単純多数得票制又は代替的複数投票制の二者のみである、としている。また、広域複数選挙区及び単一選挙区の場合には、前述した選

挙方法以外にも、様々なバリエーションが考えられるとして、「名簿制²⁶」(list system)、「追加的構成員制²⁷」(additional member system)及び「単一移転投票制²⁸」(single transferable vote system)を掲げている。

ホワイト・ペーパーによれば、議会議員の選出は、スコットランド及びウエールズ議会議員の選出と同様の、追加的構成員制(Additional Member System = AMS)と呼ばれる方法で選出される。これは、14の選挙区から選出される議員と11名のロンドン全域を選挙区とする議員に区分され、それぞれ異なった方法で選出される。まず、投票者は特定の選挙区の候補者と、ロンドン全域を選挙区とする政党または個人候補の合計二回の投票を行う。地区選出議員の選出方法は単純多数得票制で、その選挙区の中で最も得票数の多い候補者が議員として選出される。残りの11名のロンドン全域選出議員は、政党または個人の得票結果にほぼ等しい比率で、議会全体の25議席が配分される。11人のロンドン全域選出議席は、この結果に応じて政党及び個人間に配分される。

この選挙方法によれば、半数以上の議員は小選挙区選出議員となり、また各々の政党が占める議席数もほぼ政党の得票比率と等しくなる。

(4) 被選挙権者の資格及び選挙資金の制限

市長及び議会議員の候補者は、地方議員と同様で、連合王国または英連邦(Commonwealth)或いはEU国籍を有するか、またはロンドンに勤務している者である。また、選挙資金についても地方選挙と同様の厳しい制限を受ける。

公務員として任命されている者が、市長又は議員に立候補する場合には、立候補前に現職を辞任する必要がある。なお、国会議員や欧州議会議員、地方議員の場合には立候補時に辞職する必要はないが、GLAの市長、議会議員とも常勤であるため、当選した場合には他の職を辞任するかどうか検討する必要がある。

(5) 選挙権者

年齢18歳以上、32のロンドン・バラまたはシティに居住し、選挙人登録を有するもの。英連邦およびEU国籍保有者も含まれる。

第4節 ホワイト・ペーパーに対する評価

前掲書の提唱する新しいロンドンの統治体制は、概ね各方面で高い評価を得た。保守党内では、土地利用計画に関して、市長の策定する戦略計画に適合しない開発計画許可を却下する権限が市長に与えられることで、バラの地位が相対的に低下すると警告した。

しかし、トビー・ハリス(Toby Harris)ロンドン政府協議会委員長(Chair of the ALG)は保守党の見解は「奇妙である」とし、協議過程でグリーン・ペーパーに対するALGの意見として提出した多くの事項が、政府によって前掲書に取り上げられたと歎

迎の姿勢をみせている。また、ロンドン・バラや他の組織がGLAとの協議の対象とされたこと、及び議会議員の代表が公共交通や経済開発を所管する新しい組織に加わる計画に対し好意を示している。

さらに、主要なチャリティー代表者等、ボランティアセクターからもGLAの創設を歓迎するといった声明が出された。

一方、投票システムに関して、市長の選挙が補足投票制で行われると、おそらく保守党と労働党の候補者が第二候補の得票数で争うことが予想され、無所属候補者²⁹は除外されてしまうという批判も散見された。

なお、前掲書に関する批判のうち、市長と議会の役割分担に関して議会の地位が低すぎる、市長の財政自主権が限定されているという点については後述する。

¹ グリーン・ペーパーの記述では693万人（1993年）となっている。

² 議員や公務員等の行為基準について調査している委員会。1995年5月に国会議員、1996年5月に公的機関、1997年7月に地方自治体の行為基準に関する報告書を提出した。地方自治体の行為基準は極めて高いと評価しながらも、現在の地方自治体行為規則は複雑で不明確であるため、これに代わる簡素で明確な仕組みを設けること、地方自治体が行為基準確保に責任を有するよう、全国基準の枠内で独自に行為規則を設けること等を提言している。

³ グリーン・ペーパーの段階ではLondon Transport Authority = LTAと記述されていた。なお、従来のロンドン交通局(London Regional Transport)と区別するため、本稿では「新」を付すこととする。

⁴ それぞれの組織に関する委員の任命権については、4 GLAの所掌事務で個々の組織ごとに略述する。

⁵ 地方自治体は直接に地方税を徴収する課税団体(billing authority)と、課税団体に税の徴収を委託するプリセプト団体(precepting authority)に分けられる。イングランドでカウンティとディストリクトの二層制が採られている地域では、カウンティはディストリクトに地方税の徴収を委託しているため、カウンティがプリセプト団体、ディストリクトが課税団体となっている。GLAもプリセプト団体となる。ここでは、プリセプトとは、プリセプト団体から課税団体に対する課税徴収命令書を意味する。(なお、プリセプト団体が課税団体から徴収してもらう税(額)を意味することもある。)

⁶ 前掲書では、TfLの委員には中央であれ地方であれ、政治的代表(political representative)を想定していない。組織の政治的・戦略的方向づけは市長の役割であり、TfLは市長を通してその事務に関しロンドン市民に対し責務を負う。

⁷ 1998年3月20日、ジョン・プレスコット副首相(兼環境大臣)はロンドン地下鉄(London Underground)に関して公共・民間パートナーシップ(public/private partnership)の導入に基づく新しい体系を創設すると発表した。ここでは、民間セクターの資金と技術が、今後も引き続き行われる公共セクターからの出資を補完し、より優れた、適切な助成制度を探るものとしている。TfLがロンドン地下鉄に関する中央政府の資金を獲得すべきであるというのが、政府の意図するところである。具体的な事務配分としては、基本的に地下鉄の維持管理やシステムの改良は三団体までの特権賦与者(concessionaires)の事務とし、システム運行部分をロンドン地下鉄の事務として残すというものである(London First Homepageによる)。これに伴いロンド

ン地下鉄の民営化の是非に関する議論が巻き起こった。

⁸ ビクトリア・コーチ・ステーション(Victoria Coach Station)及び、南東部及び首都圏交通長官(South Eastern and Metropolitan Traffic Commissioner)の権限であるロンドン地域サービス認可(London Local Service License)の下に実施されているサービス、例えばロンドン周遊刊行ツアー等

⁹ ロンドン交通局の子会社(subsidiary)で、政府が推進している「テムズ2000」プロジェクト実施のために設立された。

¹⁰ 単一補助金については、5 財政構造の部分で略述する。

¹¹ グリーン・ペーパーによれば、これは現在環境大臣により公布されるものにほぼ類似する計画指針で、バラはこの指針を考慮しつつ統一開発計画(Unitary Development Plan = UDP)の策定を求められる。この指針は協議を要するほか、計画の準備段階で何らかの形式の独自検査または「円卓」(‘round table’)会議が実施される。

¹² 構造計画は、英国の他の地域で用いられている地域計画と同じ手続きに従って採用される。この構造計画は現行のUDPの第一部に代わり、策定の際には「市民の検査」(examination in public)を受ける。(グリーン・ペーパーの記述による)

¹³ SDSの詳細については市長がその内容を決定するが、前掲書では以下の論点を考慮するように求めている。

- ・公共交通
- ・経済開発及び地域振興
- ・住宅
- ・小売業の振興及び中心市街地の開発
- ・レジャー、コミュニティ、文化及び観光施設
- ・自然環境の保全
- ・歴史的建造物及び都市の質(urban quality)の確保
- ・エネルギー等資源の有効利用
- ・ロンドンの首都及び世界的都市としての役割

¹⁴ 環境大臣は必要な場合、UDPに介入する権限を引き続き留保する。

¹⁵ この権限は多くの場合、特にSDSと一致する最新のUDPの政策範囲内である場合にはほとんど発動されないと前掲書では想定している。そうでない場合にも一般的には市長とバラの間の交渉により解決されるものと考えられる。

¹⁶ この場合には、引き続き実施される調査の過程で、市長は指示の正当性につき釈明し、仮にその指示が不適切であると査察官が認めた場合には、申請者に対して費用を弁償する。

¹⁷ 政府は地域経済の活性化を企図し、地域ごとに地域開発庁の創設を計画しており、これらは1999年4月から活動することになっている。この機関はイングランドの9つの地域に設立され、主として地域の経済開発を調整すること、域内投資(inward investment)を誘引する方策に対処すること、及び中小の企業セクターの活動を支援すること等の役割を担う。

¹⁸ このことにより、ロンドンと他の地域では地域振興予算の扱いが異なることになる。他の地域では、RDAはSRBCFの執行(administration)権限を有するが、ロンドンでは、市長が地域振

興予算を一括して受け、LDAを通して国家基準の範囲内で地域のパートナーシップにこれを配分することになる。

¹⁹ 通商産業省(Department of Trade and Industry)の一部局で域内投資を所管する。

²⁰ 現在は1996年警察法に統合されている。

²¹ GLAの権限は、シティ、インナー・ロンドン、アウター・ロンドン及びMPAが管轄するエセックス、ハートフォードシャー及びサリーの四地域で異なる。このため、GLAは地域ごとの四つのプリセプトを設定するとしている(前掲書、注)。

²² 選挙人は候補者一人に投票し、最も得票数の多い候補者(複数議席の場合には得票数順に議席数までの候補者)が当選する選挙方法。当選者は一定数以上の得票を要せず、次点より一票でも多く得票すればよい。現在、地方選挙で用いられている方法である。

²³ 候補者が当選するためには一定多数(overall majority)得票することを要し、最初の投票で、ある候補者がこの一定多数以上の得票をした場合にのみ当選者となる。仮にどの候補者もこの一定多数に達しなかった場合には、上位何人かの候補者による第二回の投票が実施される。当選者はこの第二回の得票数で決定される。

²⁴ 選挙人は一人の候補者のみに投票する必要はなく、当選を希望する順に、選挙人の欲する人数だけ候補者を列挙できる。候補者は当選するために一定多数の得票が必要である。仮に第一順位でどの候補者も一定多数を得票できなかった場合には、最下位の候補者が排除され、この候補者の第二順位の票がこれ以外の候補者に配分される。この方法を繰り返すことで一定多数を得票した候補者が当選者となる。

²⁵ 1998年3月25日付けタイムズ紙によれば、補足投票制の下では無所属候補者(independent candidate)が当選する見込みは非常に少ないと論評している。

²⁶ 政党が当選を希望する順に、その党の推薦する候補者を列記した名簿を作成し、選挙人は候補者個人でなく支持する政党に投票する。議席はそれぞれの選挙区ごとに、それぞれの政党が得票した割合によって配分される。

²⁷ この選挙方法は、単純多数得票制と名簿制を混合したもので、議席の一部を単純多数得票によって決定し、残りの議席を名簿制に類似した方法で政党に分配する方式である。

²⁸ この選挙方法では、選挙人は候補者を当選させたい順に列挙する。候補者が当選するためには一定数を得票しなければならないが、仮にある候補者が一定数に達した場合には、残りの得票は他の当選していない候補者に第二位票として割り振られる。また、仮にどの候補者も一定数に達しない場合には、最下位の候補者が除外され、その第二位票が他の候補者に割り振られる。この方法を当選者数が議席数に達するまで繰り返す。

²⁹ MORIの世論調査によれば、ロンドン市民のうち22%は無所属候補者(independent candidate)に、12%は明らかに政党推薦候補に投票するとしており、その他の大多数は誰が立候補するかによるとしている。(1998年5月8日付けガーディアン紙による)